



栃木県公報

令和元（2019）年
7 月 31 日（水）
号 外
第 17 号

目 次

告 示

- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 1 項の規定による通行方法…………… 1
- 車両制限令第 3 条第 4 項の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 2 項の規定による通行方法…………… 2

告 示

栃木県告示第 178 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、同令第 10 条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 2 条の規定により公示する。

令和元（2019）年 7 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路 線 名	指 定 す る 道 路 の 区 間
一般国道	400号	大田原市中央 1 丁目 2 地先から 大田原市美原 1 丁目 3542-5 まで
県道	羽生田上蒲生線	下都賀郡壬生町あけぼの町 17-45 から 下都賀郡壬生町おもちゃのまち三丁目 3348-4 まで
	壬生インター線	下都賀郡壬生町あけぼの町 17-45 から 下都賀郡壬生町国谷 244-1 まで

2 指定する期日

令和元（2019）年 7 月 31 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23メートル以上縦寸法 0.12メートル以上又は横寸法 0.12メートル以上縦寸法 0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

栃木県告示第179号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により公示する。

令和元（2019）年7月31日

栃木県知事 福田 富一

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
一般国道	119号	宇都宮市徳次郎2324-6から 日光市今市平ヶ崎749-4まで
	121号	宇都宮市インターパーク1丁目1地先から 宇都宮市西刑部町2712-37地先まで
	400号	大田原市中央1丁目2地先から 那須塩原市千本松321-714地先まで
県道	宇都宮向田線	宇都宮市陽東2丁目7-5地先から 宇都宮市下平出町662-1地先まで
	和泉間々田線	栃木市岩舟町静戸1682から 栃木市大平町伯仲1033まで
	羽生田上蒲生線	下都賀郡壬生町あけぼの町17-45から 下都賀郡壬生町おもちゃの町三丁目3348-4まで
	羽生田上蒲生線	下野市下古山124-6地先から 河内郡上三川町大字下神主2-1地先まで
	壬生インター線	下都賀郡壬生町あけぼの町17-45から 下都賀郡壬生町国谷244-1まで

2 指定する期日

令和元（2019）年7月31日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する道路の構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

(道路保全課)